

2023年度町田市教育委員会

第8回定例会会議録

- 1、開催日 2023年11月15日
- 2、開催場所 第二、三、四、五会議室
- 3、出席者
- |       |         |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 坂 本 修 一 |
| 委 員   | 後 藤 良 秀 |
| 委 員   | 森 山 賢 一 |
| 委 員   | 井 上 由 奈 |
| 委 員   | 関 根 美 咲 |
- 4、署名者
- 教育長  
委 員
- 5、出席事務局職員
- |              |         |
|--------------|---------|
| 学校教育部長       | 石 坂 泰 弘 |
| 生涯学習部長       | 佐 藤 浩 子 |
| 教育総務課長       | 高 田 正 人 |
| 新たな学校づくり推進課長 | 小 宮 寛 幸 |
| 学務課長         | 高 野 徹   |
| 施設課長         | 平 川 浩 二 |
| 施設課担当課長      | 来住野 彰   |
| 保健給食課長       | 押 切 健 二 |
| 指導室長         | 大 山 聡   |
| (兼) 指導課長     |         |
| 指導課担当課長      | 渡 辺 幹 博 |
| (兼) 教職員係長    |         |
| 教育センター所長     | 横 山 隆 章 |
| 教育センター統括指導主事 | 鈴 木 和 宏 |
| 生涯学習総務課長     | 江波戸 恵 子 |
| 生涯学習センター長    | 西久保 陽 子 |
| 生涯学習センター担当課長 | 石 井 良 明 |

図書館長		中 嶋 真
図書館副館長		竹 川 裕 之
市民文学館担当課長		野 澤 茂 樹
(町田市民文学館長)		
書 記		馬 目 拓 実
書 記		阿 部 榛 果
書 記		齊 藤 華 子
書 記		板 垣 有 美 子
速 記 士		帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

#### 6、請願、提出議案及び結果

請願第3号	本町田地区小学校の統廃合計画の見直しを求める請願	不 採 択
請願第4号	鶴川地域統廃合計画延期・見直し請願	不 採 択
請願第5号	南成瀬小と南第二小の統廃合計画の見直しを求める請願	不 採 択
議案第22号	町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決

7、傍聴者数 26 名

#### 8、議事の概要

午前9時58分

○教育総務課長 会議が始まる前に、傍聴人の皆様にご案内とお願いがございます。静ひつな環境を確保し、円滑な会議運営を行うため、傍聴者の皆様は、教育長、係員の指示に従っていただきますようご協力をお願いいたします。また、町田市教育委員会傍聴人規則第5条に基づき、会議中の撮影、録音は禁止といたします。定例会が開会いたしましたら、私語などにつきましてもご遠慮ください。会議の円滑な運営にご協力くださいますようお願いをいたします。

○教育長 開会に先立ちまして、先ほど事務局から案内がありましたように、傍聴者の皆様には、円滑な会議ができますように、ぜひともご協力をお願いいたします。また、町田市教育委員会傍聴人規則第5条に基づきまして、会議中の撮影、録音は禁止となっておりますので、これにつきましてもご協力をいただきたいと思います。

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は関根委員です。

初めに、日程の一部変更をお願いいたします。本日は請願が3件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第3号、請願第4号及び請願第5号を、日程第1、月間活動報告に先立ち、審議したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは最初に、請願第3号「本町田地区小学校の統廃合計画の見直しを求める請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時01分休憩

---

午前10時02分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 おはようございます。請願者の木原信義です。

私は定例会を毎回傍聴させていただいております、教育委員会の皆様の活躍ぶりはいつも見せております。町田市の小学校・中学校に通う子どもたちのために献身的に働いていただいていることにまず感謝申し上げます。ありがとうございます。しかし、皆様がその情熱を傾ける方向性を間違えますと、町田の教育、町田の子どもたちにとって大変なことになってしまいます。

私は町田市で 25 年前に起きた学校統廃合を経験してまいりました。本町田小学校が 3 校統合してできたときの教員であります。その前の本町田西小学校は全校 1 クラスの小規模校でした。校長先生を中心にして和気あいあいとしたすばらしい学校でした。そのときに教育委員会による小規模校のデメリット論に対して、小規模校こそすばらしい教育ができる。このことをもっと現場から声を大きくしていれば、今日のような、私から見ますとむちゃくちゃな統廃合計画、このようなことにはならなかったんじゃないかと悔やんでおります。

ここではっきりと申し上げます。私の体験からも、統廃合で学校の大規模校化を進める町田市教育委員会の方向性は間違っています。小規模校のすばらしさ、少人数学級のすばらしさをもっと教育委員の皆様にご認識していただきたいと思っております。

そこで、本日は子どもたちの通学時間に絞って、本町田地区における学校統廃合の見直しをお願いしたいと思い、お願いいたします。

それでは、本題に入ります。

資料の 5 ページに記載された――資料といいますが、前月の教育委員会に提出された資料です。B 地点から赤い線で描かれた通学路を通って、「本町田地区統合新設小学校（仮校舎）」までの通学時間は「おおむね 29 分」と記載されていますが、実際に現地ではかった数値でしょうか。これをお聞きしたいと思います。

請願者、私は、記載されている分速 67 メートルの速さで実際に歩いて計測しました。10 月 10 日です。晴れておりました。結果は 37 分です。29 分とは間違いではないでしょうか。訂正する意思はありますか。

教育委員会が設定した分速 67 メートル、その根拠は何でしょうか。小学生でも、1 年生から 6 年生まで体が大きく違っております。分速 67 メートルとは、私が体感した速さからいって、6 年生を想定しているとは思われません。1 年生を想定すると、分速 40 メートルが妥当だと思われまます。

足立区教育委員会は、同じように適正規模・適正配置の学校統廃合をするに当たって、

小学生は分速 40 メートル、中学生は分速 60 メートルとして、通学時間、通学距離を算定しています。

分速 40 メートルで再度、請願者が歩いたところ、10 月 19 日です。おおむね 54 分かかりました。教育委員会が想定している通学時間の約 2 倍かかります。これでは学校統合が子どもいじめと言われても仕方ありません。

日本政府が批准した子どもの権利条約では、子どもの最善の利益は最初に書かれています。子どもに負担を与える、このようなことを前提にして計画を進める町田市教育委員会は、子どもの最善の利益より何を優先したのかが今問われております。

また、子どもの権利条約では、子どもの意見表明権を大事にしなければならないと書いています。しかし、町田市教育委員会は、大人のアンケートはとりましたが、子どもには聞く必要がないとはっきりと説明会で表明しました。

そこで、町田市教育委員会にかわって、請願者、私も加わって、本町田地区の小学校の存続をさせる会の方々と一緒に、子どもたちにシール投票を呼びかけたところ、「このままがいい」に投票した子が、本町田小学校では 173 名、本町田東小学校では 108 名、町田第三小学校では 335 名でした。3 校合同、すなわち、「統合がいい」は、本町田小学校では 8 名、本町田東小学校では 9 名、町田第三小学校では 10 名でした。「どちらとも言えない」は、本町田小学校では 5 名、本町田東小学校では 11 名、町田第三小学校では 9 名でした。本町田地区 3 校の小学生は、どの学校も圧倒的に「このままがいい」と投票しました。子どもたちの声に耳をかさない町田市教育委員会はどこを向いて仕事をしているのでしょうか。

一方、町田市子どもマスタープラン、子どもにやさしいまちづくり計画、2020 年 2 月に策定したこの計画によりますと、子どもの意思表明する権利や自分らしく安心して暮らす権利について触れております。しかし、このことは、学校統合に限っては生かされておりません。

結論を述べます。以上のことから、今回の学校統廃合計画は当事者である子ども抜きで計画されております。その結果、子ども目線で見ると、さまざまな問題が浮かび上がってきます。今回の事案、すなわち、子どもの通学する時間について、小学校 1 年生の目線、小学校 1 年生の速度で実際に歩き、その結果を載せた資料の再提出を求めます。

子どもたちに負担させることを前提にした本町田地区小学校の統廃合計画は、一旦立ちどまって見直されるように強く求めます。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

○**教育長** 請願者による請願第3号の意見陳述が終わりました。

この後、請願者に対する質疑を行いたいと思いますが、請願者の方に念のため申し上げます。請願者は教育長の許可をとって発言し、また委員に対しては質疑をすることはできないことになっておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

請願第3号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関して、委員の皆様から請願者へご質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいですか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時11分休憩

---

午前10時12分再開

○**教育長** 再開いたします。

それでは、請願第3号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長からご説明を申し上げます。

○**学校教育部長** 「本町田地区小学校の統廃合計画の見直しを求める請願」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

教育委員会では、2019年8月にPTA、町内会・自治会、町田市立小・中学校長会の代表、学識経験者から成る町田市立学校適正規模・適正配置等審議会を設置し、(仮称)町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について諮問いたしました。審議会では、町田市立小・中学校の適正規模・適正配置を審議する上で必要な事項について、保護者や教員、市民の方々を対象としたアンケート調査の結果を尊重しながら、町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って調査、審議しております。

教育委員会では、この審議の答申に基づいて、2020年3月に町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方を策定いたしました。

また、2020年5月には適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを計画的に推進するため、まちだの新たな学校づくり審議会を設置し、(仮称)町田市新たな学校づくり推進計画の策定を諮問いたしました。

これらの審議結果に基づき、教育委員会では2021年5月に町田市新たな学校づくり推

進計画を策定いたしました。

この推進計画に基づき、本町田地区の町田第三小学校、本町田東小学校、本町田小学校においては、児童数の減少傾向が続いていることや、2022年度末時点で町田第三小学校が築57年、本町田東小学校が築52年、本町田小学校が築45年と施設の老朽化も進んでいることから、当該地区の学校統合を契機とした新たな学校づくりを進めております。

次に、「10月6日付の資料は重大な間違いがある」についてお答えいたします。

請願理由で言及されているとおり、審議会において、新たな通学区域と新たな学校づくり候補地を検討するに当たっては、児童の歩行速度の基準を分速約67メートル、時速4キロメートルとした上で、調査、審議を進めました。この基準は、児童の歩行速度に関しては通例的な見解がないことから、子どもの歩行に関する文献を確認の上、児童が標準的な速度で歩いた場合を想定して設定したものであるため、基準としての妥当性及び信頼性は担保されているものと考えております。

加えて、推進計画では、適正配置の基本的な考え方として、通学時間の許容範囲をおおむね30分程度、通学距離の許容範囲を徒歩でおおむね2キロメートル程度を目安とし、徒歩でおおむね30分程度を目安とした通学が困難な場合は、公共交通機関の利用など、そのほかの通学方法を検討することとしております。

町田市立学校における通学手段は、徒歩で通学することを原則としております。しかしながら、学校統合によって、これまでより通学区域が広がることに伴い、通学時間が長くなる児童の通学負担の軽減を図ることを目的として、学区外通学制度の見直しを行い、自宅に近い学校を選択できるようにするとともに、「通学手段検討の基本的な考え方」を踏まえ、路線バスを利用して安心して通学できるよう、関連する取り組みを進めております。

次に、「スクールバスを用意することが子どもたちの安全・安心を確保する行政の責務である」についてお答えいたします。

教育委員会では、本町田地区における公共交通機関の状況調査及び検討会による検討の結果、路線バスの利用が可能であると結論づけたことから、通学時の負担軽減策としては、スクールバスの導入ではなく、路線バスの活用を前提とした対応策を検討しております。また、通学路の安全確保については、新たな学校づくり基本計画検討会でも、委員から、「信号機のない横断歩道への対策」や、「通学時間帯における車の抜け道対策」、「薄暗い時間帯の通学の安全対策」など、さまざまな意見やご提案をいただいております。



本町田地区の新たな通学路につきましては、町田警察署、道路部、当該校の関係者、教育委員会において、2022年度中に合同安全点検を実施いたしました。今後は、委員からいただいた意見や通学路合同安全点検の結果を踏まえながら、必要な対策を実施してまいります。さらに、学校と家庭が協力連携し、子どもたちへの交通安全指導を行ってまいります。

町田市新たな学校づくり推進計画は、全ての町田市立学校を対象に、少子化や学校施設の老朽化に対応しながら、将来を見据えたよりよい教育環境を整備するとともに、地域と学校の新たなつながりを生み出す取り組みであると考えております。

そのため、「本町田地区小学校の統廃合計画の見直しを求める請願」の願意には沿えないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○教育長** 請願第3号に関する願意の実現性、妥当性について説明が終わりました。

私の教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございまして、本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述、あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。何かございましたらお願いいたします。

**○後藤委員** それでは、今の請願についての私の意見を述べさせていただきます。

まず請願は、通学時間の算定が違うということ、あるいはバス通学の安全性の課題による統廃合計画の見直しを求めるという点で受けとめておりました。途中で発言されたご意見については、この後また私の考えを述べますけれども、これらの内容については、今、学校教育部長が回答したとおり、通学時間の算定根拠、必要に応じて公共交通機関である路線バスを活用するなど、現在実施している学校での取り組みを参考にしながらも判断してきているわけですから、これらは今後よりきめ細かな計画と対応をして丁寧に取り組んでいくべきものであり、推進ができるものであると考えており、見直しをする必要というものを感じませんでした。

それと、先ほど請願者の方が、子どもたちにアンケートをとり、今の学校がよいと判断している子どもが大半だったというご説明がありましたが、これは当然のことですね。子どもが自分の学校を愛しているという教育が成り立っているというのが当然だろうなと思って、そういう子に育っていて大変うれしく思います。これは素晴らしいことだと考えま

す。

しかし、新たな学校づくりというのは、その子どもたちの願いとか夢とか思いとかいうものを大切にしながらも、教育行政としての責任を持ち、将来への責任を持って実施する教育施策なわけです。私はこれからの学校教育こそ、多様にある教育課題を解決していくためには、新たな学校づくりの計画のように進める必要があると考えています。未来をどういうふうにしていくかということで私は教育委員として考え、行動していると思っております。

11月1日に町田第三小学校で、新たな学校名の案である本町田ひなた小学校をイメージした絵を描いて表現するという1年生の授業と、4年生はグループディスカッションをして、自分たちの考えや意見を述べて、新しい学校を思い描いてみるという場面を見ました。それらを玉川大学の芸術学部の先生や学生の皆さんとともに、そこから校歌や校章にかかわるようなものをつくり出そうという子どもたちの取り組みです。

そこでも多くの子どもたちは今の学校が好きだと言っていました。これも当然で、その意見を聞いて私もうれしかったです。当然不安もあるだろうと思いました。そして、その中で子どもたちは夢のある作品とか意見を出し合って、案の本町田ひなた小学校に希望を持っていこう、未来志向になっていこうというような学びの姿を見ることができました。10月18日には本町田小学校でもう既に実施をされ、今度11月29日に本町田東小学校でそれが予定されるということです。

このように、子どもたちの夢とか願いとかいうのを大切にしながら準備を進めていく段階に入ってきました。この子どもたちの願いを大切に、夢を大切に、新たな学校づくりを進めていくべきだと改めて子どもたちから私は感じました。

以上のことから、本請願の願意には沿えないと判断します。

○井上委員 スクールバスについてですが、現在バス通学者は何名くらいいますか。また、現在バス通学をする上で何か問題などは生じていないか教えてください。

○学務課長 2022年度の市内全域でのバス通学者は小学校で約190人、中学校で約130人の合計320人でした。

バス通学で何か問題が生じていないかということですが、バス通学者が多い学校に確認を行ったところ、入学時のバス登校の練習や、マナーについての指導を数回行うことで、新入生でも問題なく登校できているとのことでした。また、低学年に対しては、帰りのバスに間に合うように帰すということを最優先にするなど、バスで通学している児童に対し

て学校として配慮を行っているということでした。

○井上委員 このまま私の意見を述べさせていただきます。

このたびは貴重なご意見をありがとうございます。

今の学務課からの説明や学校教育部長からの答弁にもありましたように、適正配置の基本的な捉え方に問題はないと考えます。よって、私も本請願の願意には沿えないものと考えます。

○森山委員 毎回定例会にもご出席をいただき、日ごろより町田市の教育、特に学校教育にご関心を持っていただき、ありがたく思っております。

本日請願の中にもございましたが、やはり子どもの権利条約、町田市が掲げている子どもマスタープラン、まさに子ども目線を重視する教育の原点といたしますか、チャイルドセンターという教育における不易の問題に関して、それが現代にどういう形で対応するのかというところでの請願であったかと思っております。

そういう中で、ビジョンとしてこのことを掲げながらも、現実の問題として学校の統廃合についてはある程度進めていく根拠というのが計画の中でしっかりと示されております。そう考えますと、やはり本日の請願の願意には沿えないものと考えております。

○関根委員 このたびは貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

町田市新たな学校づくりの推進計画は、全ての町田市立学校を対象に、少子化や学校施設の老朽化に対応しながら、将来を見据えたよりよい教育環境を整備するとともに、地域と学校の新たなつながりを生み出す取り組みであると私も考えておりました。教育長や学校教育部長並びにほかの委員の皆様と同じ理由で、本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えます。

○教育長 そのほかに何かございますでしょうか。――よろしいですか。

それでは、請願第3号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意には沿えない旨のご意見と受けとめております。本請願につきましては不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第3号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第3号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前 10 時 26 分休憩

---

午前 10 時 27 分再開

○教育長 再開いたします。

次に、請願第 4 号「鶴川地域統廃合計画延期・見直し請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10 分の範囲でこれを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前 10 時 28 分休憩

---

午前 10 時 29 分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10 分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 今回、鶴川地域統廃合の計画の内容の延期と見直しの請願を行います。

請願の理由を申し上げます。

鶴川三小の一部の児童との統合が 2026 年に予定されている鶴川二小は、2007 年に建て増し校舎の建設、2015 年にエコ修繕が、約 2 億円を施し、行われています。敷地は近隣の小学校の中でも傾斜地に位置し、狭いです。そこに統合し、600 人規模の仮校舎プレハブを建設することは合理的とは思えません。統合は建設後に行うことが児童の安全においても適切ではないでしょうか。

統合し、プール授業は鶴川中へ移動する。給食も、鶴川一小から配食するということでは、ただでさえ混乱するものがさらに負担となると考えます。また、学級数がふえることにより、校庭利用の授業シフトなどに影響があると考えられます。

鶴川四小の児童を建設中に、鶴川三小に移動通学する計画についてですが、第 10 回まちだの新たな学校づくり審議会議事録 19 ページに、「鶴川二中に通う場合に直線距離で 2

キロを超える場所に居住している児童は216人おり」と記載されています。

鶴川二中は、隣の鶴川三小に隣接する学校であり、鶴川三小に移動通学することで、2キロを超えて来る児童がいます。バス利用が当たり前の通学ではない地区で、そのような変更を行うことに伴う負担か、統合の前に新校舎を建てるかの検討をしてもらいたいと思います。その際に、保護者、学校の意見を十分に聞くことをしてもらいたいです。

また、今回の鶴川統廃合の計画について、前述した議事録を読ませていただきました。教育委員会提示案では真光寺中は存続でしたが、鶴川町内会・自治会連合会からの提案ということで、真光寺中の廃校、鶴川二中への統合、隣接する鶴川三小の廃校が連動していることがわかりました。

ほとんどの市民がこの計画の流れを知りません。そして今でも大規模校と言っていいような鶴川二中の現状を解消しようとせず、並びに、今でも三輪地域からぎりぎりの学区域で通学を強いていることも解消しないでもいいのでしょうか。

この自治会からの意見にもありましたが、学区域の線引きをしっかりとしなければ、偏りができて当然です。さらに、学級数を優先に学校配置を考えるならば、小規模校はふえて、廃校対象になり得ます。真光寺中学校が小さくなったのはそのような側面もあるのではないのでしょうか。

そしてこの計画の際に、現在のような不登校問題、教員不足、いじめ問題は考えられたのでしょうか。議事録では、そういった話し合いが行われてはいませんでした。

元気いっぱい毎日安定した暮らしをしている中学生がそんなにいますか。思春期真っただ中で、勉強も精神も一番悩ましい時期なのが中学生です。しかも、高校受験という大事な進路のため、内申点などもつきまとうのが中学生です。遠い距離になれば、遅刻の心配も出てきます。遅刻が多くなれば、進路先に影響が出ます。幾ら部活動が有意義にできる学校ができて、部活動の重い荷物や朝練など、遠くなる児童にとってはどうなのでしょう。

そして、不登校問題は喫緊の課題です。真光寺中学校が廃校になれば、鶴川には、鶴川第二中学校、鶴川中学校、金井中学校になります。真光寺中学校の学区域の児童はどれも遠くなります。そして全て大きいです。

今年度から真光寺中学校で行われている校内支援センターは、生徒、保護者にとっては、とても安心する制度だと考えられます。利用されている方、利用を考えている方の話も聞いています。地域にそのような学校があって本当に助かっている。先生が自宅まで足を運

んでくれたケースなども聞かれています。今だからこそ、そのような学校運営ができる時期ではないでしょうか。

また、発達障害、配慮が必要な児童は、大きい学校が苦手なのはご存じだと思います。支援級があればよいだけでなく、周囲とのコミュニケーションがとりやすい環境を整えることで、安心して通学できる児童もいます。

さらに、2025年から鶴川地域の中学校給食が始まります。子どもの貧困や格差社会が広がる中、セーフティネットでもある学校の果たすべき役割は大きいのではないですか。

大きい学校のよさもあると1学年300人の私立の学校を紹介されたものが自治会の資料にはありました。私立学校は、そういった学校を選んで通われるので、それはよさもあると思います。ですが、市立の学校は、義務教育にとって教育を施さなければならない立場の学校です。

いろんな人がいて、いろんなことが起こるのが学校です。その児童に対して平等に教育を行ってもらいたいし、子どもたちにはその権利があります。今、人数だけの問題で統廃合を進めるべきでしょうか。

町田市の推計表の新しいもので、2029年、鶴川二中生徒は552人、15クラス、真光寺中、216人、7クラスです。鶴川二中に統合した場合、2040年でも21学級と試算しています。大規模校の解消に全く寄与しません。

教員不足は、待遇改善が必要なのは誰もがわかっていることです。統廃合することにより、教員数は減らせますが、教員1人当たりの児童数はふえるので、負担は増えます。

6月の市議会に鶴川三小の統廃合を見直してほしいという請願が出され、3,447人の署名が提出されました。地域のコンセンサスがとれているならば、このようなことにはならないのではないのでしょうか。

町田市の人口はとても危機的にあると理解しています。だからこそ学校というものの役割を考えて、魅力ある学校運営を期待して、真光寺中学校の廃校計画の見直しをお願いします。

最後に、こういった計画を進めるに当たり、当事者の声を満遍なく聞くことを行い、参加型の形で学校を考えていける場を開いてもらいたいと思います。

ありがとうございました。

○教育長 請願者による請願第4号の意見陳述が終わりました。

この後、請願者に対する質疑を行いたいと思いますが、請願者の方に念のため申し上げ

ます。請願者は教育長の許可を得て発言し、また委員に対しては質疑をすることはできないことになっておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

請願第4号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関しまして、委員の皆様から請願者の方へご質問などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時37分休憩

---

午前10時38分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第4号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長からご説明を申し上げます。

○学校教育部長 「鶴川地域統廃合計画延期・見直し請願」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

教育委員会では、2019年8月にPTA、町内会・自治会、町田市立小・中学校長会の代表、学識経験者から成る「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会」を設置し、「(仮称)町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」について諮問いたしました。審議会では、町田市立小・中学校の適正規模・適正配置を審議する上で必要な事項について、保護者や教員、市民の方々を対象としたアンケート調査の結果を尊重しながら、町田市に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って調査、審議をしております。

教育委員会では、この審議会の答申に基づいて、2020年3月に「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を策定いたしました。

また2020年5月には適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを計画的に推進するため、「まちだの新たな学校づくり審議会」を設置し、「(仮称)町田市新たな学校づくり推進計画」の策定を諮問いたしました。

これらの審議結果に基づき、教育委員会では、2021年5月に「町田市新たな学校づくり推進計画」を策定いたしました。

鶴川地区では、鶴川第三小学校の通学区域を鶴川第二小学校と統合する鶴川東地区、鶴

川第四小学校と統合する鶴川西地区に分け、新たな学校づくりを進めております。

初めに、「鶴川第二小学校の建設工事と統合の同時並行の見直し」について、請願の理由に挙げられている事由に沿ってお答えいたします。

教育委員会では、2021 年度に策定した「町田市立学校個別施設計画」において、老朽化が進む学校の建替えや改修工事を計画的に行うため、学校施設の老朽化状況を整理し、学校ごとに長寿命化改修が可能であるか確認しております。

町田市における学校施設の長寿命化改修は、築 50 年までに改修を行い、改修工事後も 30 年以上、校舎を使用することを条件としております。2023 年度現在、鶴川第二小学校は築 50 年、鶴川第三小学校は築 56 年、鶴川第四小学校は築 53 年で、3 校とも長寿命化改修を行う時期を過ぎているため、建てかえを行う学校としております。

鶴川東・西地区の統合をする時期については、鶴川団地を 1 つの通学区域にまとめることから、同じ時期に 3 校を統合することにしております。

鶴川東地区における統合小学校の鶴川第二小学校は、2024 年度のプール授業が終わる秋ごろから既存プールの解体工事を開始し、校庭を広げます。そして 2025 年度に 1 年間かけて校庭に仮校舎を建設いたします。その後、2026 年度から 2028 年度にかけて仮校舎を使用し、2029 年度の新校舎完成時に引っ越しを行います。

鶴川第二小学校の敷地面積は鶴川第四小学校と同等程度ですが、敷地東側の屋外バスケットコートや駐車場、学童保育クラブの建物が工事の影響を受けない場所にあり、仮校舎を建設するにあたり、工期が短くなるなどの優位性があると考えております。さらに、教育委員会では、工事期間中においても学校給食の提供やプール授業を継続し、教育環境への影響や児童の負担を極力少なくできるよう十分配慮したいと考えております。

また、「町田市がこれからつくる学校は、脱炭素に向かないと答弁している」ことについて、そのような答弁はしておりません。町田市がこれからつくる学校施設は、「ゼロカーボンシティまちだ」の実現に向けて、「環境負荷低減に寄与する施設づくり」をコンセプトとして、省エネ化と再生可能エネルギーの活用により、環境負荷を低減する施設を整備してまいります。

続いて、「鶴川第四小学校の建設計画の見直しと統合時期の延期」についてお答えいたします。

2026 年度に、鶴川第四小学校の児童は、鶴川第三小学校の一部の児童と一緒に、鶴川第三小学校の校舎を 2028 年度までの 3 年間、仮校舎として使用いたします。その間



に、鶴川第四小学校の既存校舎の解体と新校舎の建設を行い、2029年度から新校舎の使用を開始いたします。

仮に鶴川第四小学校の敷地に仮校舎を建設して建替えを行う場合、仮の体育館や駐車場の設置が必要となり、校庭がととても狭くなります。また、新校舎完成後に仮校舎と仮体育館の解体、校庭の整地に1年程度かかり、校庭の狭い期間が長くなります。さらに、工事車両の出入りが北西側の門に限定されるため、工事車両が集中し、児童の動線と重なるため、鶴川第三小学校を仮校舎として使用いたします。

このことから、鶴川第四小学校に仮校舎を建設して建替えを行うという考えはありません。

次に、「真光寺中学校の統合計画の見直しと通学区域の検討」についてお答えいたします。

真光寺中学校と鶴川第二中学校の統合が鶴川第三小学校を廃校にする理由ではありません。真光寺中学校は小規模校化が問題となっており、この問題を解消するため、鶴川地区町内会・自治会連合会から通学区域について提案があり、審議会で議論した結果、真光寺中学校と鶴川第二中学校の統合をする計画といたしました。

次に、「不登校問題」や「教員不足」、「いじめ問題」についてですが、町田市小・中学校、全校における喫緊の課題であると認識しており、対応しております。

以上のことから、「鶴川地域統廃合計画延期・見直し請願」の願意には沿えないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○教育長** 請願第4号に関する願意の実現性、妥当性についての説明が終わりました。

私の教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございます。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述あるいはただいまの学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見などを頂戴したいと思います。何かございましたらお願いいたします。

**○森山委員** 1点、学校教育部長の説明に関して、少しお伺いしたい点がございませぬ。仮校舎というのは請願の中にも非常に重要な観点として出てきております。仮校舎での教育環境がどのような形になっているのかということについて、請願に関しての重要な内容だと思いますので、この点を少し教えていただきたいと思ひます。

**○施設課長** 仮校舎での教育環境についてです。工事中に使用する仮校舎は、軽量鉄骨造

のいわゆるプレハブの3階建ての建物を想定しております。工事現場にあるような簡素な造りではなく、教育活動に必要な機能や必要面積、室数を備えるなど、教育環境に配慮したきれいで明るい建物となるよう整備を行います。また、エレベーターを設置し、既存校舎と同様のバリアフリー化を図るとともに、普通教室は既存校舎と同じ60平方メートルで、ロッカー等を備え、ICT機器を使った授業にも対応いたします。

建物全体はコンパクトな造りにしまして、できるだけ校庭面積が広くとれるような形にしたいと考えております。直近で建替えました町田第一中学校でも同様の考えで仮校舎を建設しております、3年間使用していただいた実績もございますので、児童、保護者、教職員、そして地域の方に安心していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○森山委員 よくわかりました。ありがとうございました。

○後藤委員 私からの意見を言います。

現校舎が建っている土地に新校舎を建設する場合には、当然ある程度の制約が生じるということはある得ると思います。それはどのような場所でもそういうことが起こります。そのために、その制約をできる限り最小に抑え、安定した教育活動が維持できるように進めることが必要な条件となってくるわけです。

当然それを計画の中では考えているわけで、例えば対象となる案の鶴川東小学校では、仮校舎を建てても、日常の体育授業ができる校庭の広さはある程度確保ができるということです。

バス移動をして温水プールを使うことですが、各学年が年間10時間程度、4～5回のプールの授業を組むというのが指導要領で定められています。当然温水でなければ夏期に集中して行うんですけれども、温水を使うことによって、教育課程に負担のない時期に実施することが工夫できるというわけです。近年では、天候とか高温の影響で、実際プールに入れる日が指導要領の時間数に満たない学校が多いです。そういう実態を考えると、確実に年間の区間に分けて実施をするというのは、かえって逆に負担軽減になるというふうに思われる部分でもあるわけです。

給食は、工事中のところ衛生面上やはりできないというのが当然ですから、近隣校との親子方式を活用して、温かくてちゃんと衛生的に実施ができるということを検討するのも当然のことだと考えています。これらは同じ敷地内に建てかえをする場合のどの学校にも対応すべきことであると思いますので、統廃合を伴うとか伴わないとかに関係なく、このことは前提にあるということです。

一方、案の鶴川中央小学校のほうは、現在の鶴川第四小学校に新校舎を建てるわけですから、その間、鶴川第三小学校で学校生活を送ることができ、先ほどのような制約は比較的小さくて済むと考えられます。

それともう一点、真光寺中学校の小規模化について、それを憂えた鶴川地区町内会・自治会連合会の地域からの要望を審議会で審議をして、それらを加味した結果として、鶴川第二中学校との統合は妥当であるという考えを導き、進んでいるわけです。

請願者が説明されたとおり、一人ひとりの子どもを取り残さない教育というのは当然やらなければなりません。そういう生徒への配慮とか環境構成は規模に関係なく、教育委員会が責任を持って果たしていくことは言うまでもないことだと思います。規模にかかわらず、これは全ての学校に対応して新たな学校づくりの中で重視していく点であるというふうにも考えています。したがって、本請願の願意には沿えないと私は判断します。

**○井上委員** このたびは貴重なご意見をありがとうございます。

統廃合に当たっては、不安がさまざま出てくることは当然のことかと思えます。しかしながら、学校教育部長から説明がありましたように、今回の統廃合に見直さなければならない問題点は見受けられないと考え、不採択が妥当であると判断いたします。

ただ、工事期間中に子どもたちに不利益があってはなりませんので、最大限の配慮をし、負担軽減を図り、よりよい学習環境が整備できるように努めていただきたいと思います。

私からは以上です。

**○関根委員** このたびは貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

まず、校庭利用につきましては、学校現場の先生方にもお聞きいたしました。想定の方の広さの範囲で十分教育活動ができると聞いております。また、仮校舎、プレハブ校舎につきましては、町田第一中学校のケースも鑑みまして、環境や整備も含めまして十分快適なものであったと、実際に使用した先生方や生徒、保護者からもお聞きしました。これらのことから、私も教育長や学校教育部長及びほかの委員の方々と同じ理由で、本請願につきましては願意に沿えないものと考えております。

**○森山委員** 本日は請願をいただいて、ありがとうございます。

私もこの内容については、非常に複雑な流れといいますか、そういう形になっているなとすごく感じています。ただ、その中で最善の形としてこの方向を示していただいているわけですので、フォローをしながら、そして今回は教育長並びに学校教育部長のご意見と私も同様であると思えます。したがって、本請願の願意には沿えないものと考えます。

○教育長 そのほかに何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、請願第4号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見というのは、いずれも本請願の願意には沿えない旨のご意見だと受けとめますので、本請願につきましては不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第4号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第4号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時53分休憩

---

午前10時54分再開

○教育長 再開いたします。

次に、請願第5号「南成瀬小と南第二小の統廃合計画の見直しを求める請願」を審議いたします。

本件について請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時55分休憩

---

午前10時56分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いいたします。また、その後、委員の皆様からご質問がございましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 高ヶ坂に住んでいる佐藤美登里と申します。

私の同居の孫3人は、父親が学んだ市内の小・中学校に現在通っています。地域で育つ子どもたち、そして育て、見守る先生たち、地域住民のために統廃合計画を見直し、少人数学級、小規模校の実現を求め、請願させていただきます。

子どもたちは身近な地域の学校で、先生、友達と触れ合い、学び、人格形成し、その地域社会を担っていく大事な存在です。市が制定する子どもにやさしいまち条例は、そんな子どもたちのために有効に活かされるべきだと考えます。

1クラス20人から25人の少人数学級では、先生たちの目が一人ひとりの子どもに行き届き、信頼感も深まり、学びも深まります。そのような充実した学校生活から、子どもたちは自分に自信を持ち、みずから考え、みずからの人生を切り開き、社会のためにも活躍できるようになると思います。これは私が世田谷で経験した少人数授業での実感です。このような子どもたちの成長は、孫たちを身近で見守る私の願い、そして私のかつての教え子たちが今は親となり、子育てし、そのような親たちの願いでもあると信じます。

学童まで含めると、1日の大半を学校で過ごす子どもたちですから、通学や友達関係でも大きな変化を伴う学校統廃合計画については、子どもたち自身の思いや願いをしっかりと聞く必要があると考えます。子どもの人権を尊重し、意見を表明させる子どもの権利条約を、こんなときにこそ大いに活かすべきではないでしょうか。市の政策にある子どもにやさしい子育てしやすいまちにもなるのではないのでしょうか。

私たちが南成瀬小、南二小で、それぞれの下校時に実施したシール投票でも、「今のままがいい」が圧倒的多数で、皆即答でした。

今少子化の中、子どもたちの現状は非常に深刻です。最近のニュースでも、子どもの不登校はここ何年も増加し続け、特に2022年から2023年にかけては最高の伸び率となっています。いじめの問題も同様です。町田市でも昨年度、不登校児童は100人も増加していると聞いています。

私の身近でもここ1年で不登校の子が増えています。小学校に入学してすぐ学校に行けなくなった。中1になったら登校できなくなった。また、今私のかかわる地域の支援クラスでも、学校に全く行けず、このクラスにはやってくる子が、日中はほとんど外に出ないと言っています。一刻も早くこのような不登校児のために力を注いでいただきたいと思えます。

少子化、校舎の老朽化対策が統廃合の理由に挙げられていますが、一番つらくて困難な状況にある子どもたちが救われなければ、今は何とか登校しているその他の子どもたちの

ためにもなりません。

不登校にはさまざまな原因があり、いじめだけでなく、家庭内の事情や問題も関係していると文科省も言っています。それならば、先生やクラスの子どもたちが登校の働きかけをし、ほっとできる場をつくり、おいしい給食を食べ、伸び伸びと校庭で遊べるようにするのが学校の存在意義ではないでしょうか。

そのためにも、先生が一人ひとりの子どもと向き合い、しっかり対応できるゆとりある少人数学級が必要です。国連・子どもの権利委員会からも日本は改善が求められています。競争が激しい教育の現状、自己肯定感の低い子どもたちの多い中、問題を抱える子どもに時間をかけて対応できる先生が必要です。

でも、今報道もされているように、先生たちは非常に多忙で、先生の数も足りず、新たな業務も増え、先生たちの心身の疲労も限界と言われています。先生が忙しそうだから、「先生」って声をかけるのを諦める。そんな子どもたちの声も聞いています。現役の先生からも「ひどい」、「ブラックだ」と断言されました。

南成瀬小、南二小が統廃合されると、学年の先生たちが顔と名前を覚え、問題などを把握しなければならない子どもたちの数も倍に増えます。これ以上になったら、もう子どもたちの顔も覚えられないとおっしゃる校長先生の話も聞きました。

また、昼休み、放課後、伸び伸びと遊びたい校庭も思うように使えなくなるのも問題です。

先生たちの負担も軽減し、校長先生初め学校職員みんなが子どもたちの成長を見守るためにも、今の統廃合計画を推し進めるのは見直してほしい。欧米並みの1クラス20人から25人の少人数学級、全体でも100人から200人の小規模校の中で、子ども一人ひとりの人権が大切にされ、友達とのかかわりの中で、心豊かに成長していく。

今、少人数学級の障害児クラスでは、お休みの子がいると、「どうして休んでるの？」と気遣う子どもたちの友情の深まりが育っていると現役の先生から聞いています。こんな学校教育環境を整えていただくようお願いします。これには相当予算がかかることも承知しています。学校給食費の無償化も町田市はまだです。この点について子どもたちの教育を最優先にお願いしたいと思っています。

○請願者 南成瀬7丁目の中山鉄朗と申します。

私は、次の3点から、統廃合計画の見直しと少人数・小規模校の実現を求めます。

第1に、国は2021年度から小学校全学年で35人学級の実施を決めました。全教の調査

によると、小・中の全学年で35人以下の少人数学級を実施しているのは26府県、6政令市に上ります。小・中のどちらか、または学年を限定して実施しているのは21都道府県、14政令市です。自治体独自の少人数学級の拡充が相次いでいます。子どもに寄り添う宣言をした山梨県では、御坂西小学校が今年度から1年生4クラス、20人学級に踏み出しました。

しかし、日本の学級規模はまだまだ大き過ぎます。どこでもOECD平均20人程度の学級を実現するよう望みます。ゆとりある少人数学級にするには、ゆとりある学校数、ゆとりある教室が必要です。教職員の確保も不可欠です。南成瀬小学校をなくしたら、この要望に応えられなくなると思います。

第2に、2015年に文科省が発表した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引があります。小規模校について、地域の総力を上げ、創意工夫を生かして、小規模学校のメリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択するとしています。この法令を考慮されたのでしょうか。

第3に、市長は私たちの質問状に、大人が責任を持って対応と回答しました。大人の責任を言うなら、決まったことと子どもたちに押しつけるのではなく、権利の主体者として子どもを尊重し、情報を提供し、意見を聞き、子どもたちが成長したと言える取り組みにするべきではありませんか。そうしてこそ教育基本法が求める人格の形成という教育の目的に資することができるのでしょうか。

子どもの権利条約の国連採択から34年、日本が批准して29年、今年ようやく国内法となる子ども基本法が施行されました。町田市でも子どもにやさしいまちづくり条例が制定されようとしています。

これまで発展途上国向けにユニセフがつくった条例だとか、子どもがわがままになるとか、拘束力はないとか、条約を軽く見て、子どもの参加、意見表明権を実行してこなかった不誠実を、今また繰り返そうと言うのでしょうか。

また、市長は私たちの質問状に、通学中の事故は保護者に責任、事件については犯人の責任と回答しました。全て自己責任が基本ということでしょうか。回答を知った市民からは、通学距離が長くなり、危険が多くなる……。

○教育長 時間が参りましたので、陳述を終了していただくようお願いいたします。

ありがとうございました。

請願者による請願第5号の意見陳述が終わりました。

この後、請願者に対する質疑を行いたいと思いますが、請願者の方に念のために申し上げます。請願者は教育長の許可を得て発言し、また委員に対しては質疑をすることはできないことになっておりますので、この点ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

請願第5号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関しまして、委員の皆様から請願者へご質問などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前 11 時 07 分休憩

---

午前 11 時 08 分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第5号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長からご説明を申し上げます。

○学校教育部長 「南成瀬小と南第二小の統廃合計画の見直しを求める請願」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

教育委員会では、2040年度における町田市立小・中学校の児童・生徒数が、2020年度と比べて約30%減少すると見込んでおります。このような中では、1学年単学級になる学校が増えてくると想定され、そうした場合でも、教員の学校運営に関する業務が減ることはありません。また、教員不足や教員の多忙化が社会問題となる中、子どもの教育といった本来の業務がおろそかになる、そんな現場の声を聞いております。また、少子高齢化による社会保障関係経費の増加と自然収入の減少が見込まれることや、学校施設の老朽化が進む中で、全ての学校施設を維持しながら充実させていくことは困難と考えております。

学校教育では、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合うことなどを通じて、児童・生徒一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことから、小・中学校では一定の集団規模を確保することが必要と考えております。

教育委員会では、このような環境変化に対応しながら、子どもたちがよりよい教育環境で学ぶことができるよう、2021年5月に「町田市新たな学校づくり推進計画」を策定いたしました。



2023年4月時点で、南第二小学校、南成瀬小学校はともに12学級となっており、現状のままでは、2040年度に南第二小学校は12学級、南成瀬小学校は11学級となる見込みで、小規模校に当たります。学校教育法施行規則第41条では、小学校における標準的な学級数として12学級から18学級と定めております。ただし、地域の実情やその他特別な事情があるときはその限りではないとしております。

2019年度に教育委員会では、この学級数を定めるにあたり、教員や保護者にアンケート調査を実施するとともに、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会で議論してまいりました。

各学校の教員人数は東京都が定める公立学校の教職員定数配置方針に基づき配置されます。例えば小学校で通常の学級数が12学級、つまり、各学年2学級になる場合の教員定数は、校長、副校長を含めて16人となります。これが18学級、つまり、各学年3学級となる場合は、教員定数は23人となります。

この教員定数の違いが小学校における教育活動にどのような影響を与えるかを教員の視点で申しますと、学年ごとの事務は、学級数が多ければ、学級担任の人数で分担することができるため、1人当たりの負担が軽減されます。学校の分掌事務はどの学校も基本的に同じであることから、学級数、教員数が多くなるほど、1人当たりの負担が軽減されることとなります。さらに、多くの教員が学校内にいることで、学年の核となる教員の数が確保でき、それによって学年運営や学校運営の安定を図ることができます。若い教員にとっても、お手本となる教員が多くいることで、教員としての資質や技量を向上させる機会を多く得ることができます。

児童の視点で申しますと、学級数の少ない集団では、最初に形成された人間関係が固定化され、集団の中での役割という面で、変化や成長の機会が芽生えにくくなります。また、人間関係の悪化を解消する手段としてのクラス替えの効果も減少してしまいます。

一方、学級数が多い中で毎年クラス替えを行うと、さまざまな考え方をを持った友人に出会える機会が増え、その中で自分に合った友達を見出す機会が増えます。多様性が尊重されるこれからの社会で生きていく子どもたちにとって、狭い人間関係に閉じこまることなく、当たり前のようにいろいろな人に出会い、触れ合う機会を設けることは大切であると考えております。

教育委員会では、これらの視点やアンケート結果で寄せられた意見などを踏まえて議論をした審議会からの答申を受け、小学校では1学年当たり3学級から4学級を望ましい学

級数といたしました。

なお、1学級当たりの児童数は、東京都教育委員会が定める学級編制基準に基づき編制しております。2023年度、小学校では1学級当たりの児童数を1年生から4年生は35人で編制し、5年生から6年生は40人で編制しております。なお、国の法改正を受けて、学年進行で2025年度には小学校全学年が35人学級となります。学級編制を具体的に申しますと、35人学級の場合、1学年当たりの児童数が35人であれば、35人1学級。36人いた場合は、18人2学級となるように、学級編制基準の範囲内において、1学級当たりの児童数が流動的に変動いたします。学級編制基準の見直しがあった場合は、国や東京都の動向を注視して適切に対応してまいります。

最後に、不登校児童は、小規模校、少人数学級であっても在籍しております。不登校に至る理由はさまざまであることから、新たな学校づくりに限らず、取り組むべき課題であると考えております。

町田市新たな学校づくり推進計画は、全ての町田市立学校を対象に、少子化や学校施設の老朽化に対応しながら、将来を見据えたよりよい教育環境を整備するとともに、地域と学校の新たなつながりを生み出す取り組みであると考えております。引き続き各地区での新たな学校づくり基本計画推進協議会で、保護者、地域の方、学校関係者の方々からさまざまな意見を聞いて、よりよい教育環境をつくっていききたいと考えております。

そのため、「南成瀬小と南第二小の統廃合計画の見直しを求める請願」の願意には沿えないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○教育長** 請願第5号に関する願意の実現性、妥当性についての説明が終わりました。

私の教育長としての意見もただいまの学校教育部長の説明のとおりでございます。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述あるいはただいまの学校教育部長の説明等につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見を伺いたいと思います。何かございましたらお願いいたします。

**○関根委員** ご説明ありがとうございました。

私からは1点質問をさせていただきます。先ほど学校教育部長から、学級数が多い場合においては、さまざまな考え方をを持った友人に出会える機会や自分に合った友達に出会える機会が増えて、多様性が尊重されるこれからの社会で生きていく子どもたちにとって、狭い人間関係に閉じこもることなく、当たり前のようにいろいろな人と出会い、触れ合う機会

を設けることは大切であるとありました。

私は今まで学校現場を見てまいりまして、多くの児童同士が触れ合いながらさまざまな経験をすることで、健全にしなやかに強く大きく成長していくものだと感じております。

そこで、以前にも児童同士の交流などに取り組んでいるとお聞きいただきましたが、いま一度、その後の取り組みも含めまして、どのような取り組みを行っているのか教えていただければと思います。いかがでしょうか。

**○新たな学校づくり推進課長** 児童の交流ということでご質問をいただきました。本町田地区では、本町田小学校と本町田東小学校の1年生と2年生が合同で薬師池へ遠足に行ったり、両校の4年生と一緒に歌やリコーダーの合奏や合唱を行い、交流するといった活動をしているところでございます。

また、南成瀬地区では、南第二小学校と南成瀬小学校の1年生と2年生が、お互いの運動会の表現種目を披露し合うという交流をしたり、3年生が両校の学校のお祭りの中でやっていたお店を出し合い、その中で交流をしながら遊んだりといった活動を実施しております。

実際にその様子を見させていただきましたが、子どもたちがお互いに応援し合ったり、帰り際に「また会おうね」などと話をしたりと、分け隔てなく楽しんでいる様子がとても印象的でございました。こうした実績も踏まえながら、両地区とも引き続き児童の交流を進めていく計画としているところでございます。

**○関根委員** 今おっしゃったような児童同士の交流を重ねていけば、統合時に少しでも児童の不安が軽減されるかと思えます。これからも統廃合に向けまして、児童と親交を深める機会を増やしていただきたいと思います。

学校を統廃合するということは、これからの子どもたちの教育環境をよくしながらも、子どもたちがたくさんの人と出会ってかかわり合うことで、生きる力を育むことにもつながっていくと思っております。よって、私は本請願の願意につきましては沿うことができないという見解でございます。

**○井上委員** このたびは貴重なご意見ありがとうございます。

小規模校や少人数学級に限らず、どのような環境においても、子どもたちに寄り添い、安心・安全な学校生活を送ってほしいというのは私たち教育委員会も同じ願いです。学校教育部長の答弁にもありましたように、適正規模・適正配置等審議会でこれらの議論を重ねた結果に基づいて新たな学校づくりを行っておりますので、本請願の願意には沿えない

ものと判断いたします。

私からは以上です。

○後藤委員 私の意見を言います。日本全国の学校で、教育を取り巻く課題が、不登校、いじめ、貧困家庭、教員の働き方、教員不足など、場所や学校の規模に関係なくいずれの学校でも起こっているという現状があります。これらの課題は、現在の学校制度の中に生まれてきている、かかわりがあるというふうに考えています。

これまでも当然、現在もさまざまな方法で解決を目指してきているのですが、場合によっては解決どころか増加したり、重大化したりしているというのが現状です。つまり、これまでの対応ではうまく対処できない制度というか、教育のあり方というものが今はあるということなんです。

町田市では先ほど学校教育部長が回答したとおり、新たな学校づくりを進める中で、子ども、教員、保護者、地域の方がよりよく生きる環境をどのようにして作り出していくのか。そしてその解決困難な課題を解決できるように本事業を進めているわけです。

請願者のご意見にもありました少人数あるいは小規模校は、本当に解決できる方法なんでしょうか。私はそのように思います。もしそれが方法であるならば、小さな学校とか、規模の小さいところは、現在のような教育課題が山積しているということではなく、既に解決が図られる例としてたくさん出てきているはずだと思うんですけども、実際は今、町田市のいろいろな規模の学校の中を見ても、どこも先ほど挙げたような諸課題に埋もれているというか、存在しているという状況であることが確かです。

学校教育のあり方は、当然よい点は続けながらも、パラダイム転換をして、現在と未来の子どもたちの教育は、どうしたら本当によりよく作り出せるのかということを考える時期に来て、行動する時期に入っていると思います。新たな学校づくりはその役割を担って、案である成瀬小学校も、その1つの学校として大きな役割を担っていると考えます。したがって、請願者の願意には沿えないと判断いたします。

○森山委員 きょうは請願の件ありがとうございます。

その中でも2015年の統廃合の件もお話に出てきたわけですが、このときにもちょうど中教審の中でも議論がある程度拡散したというか、いろいろ議論があったわけです。そのときにもやはり学校教育の本質を維持するための1つの考え方が根底にありまして、いわゆる集団の学習の場においてある程度の人数を学校の中で必要とするということを前提にしたわけです。

極端なことを言いますと、地方の場合は小学校だけでも学校が存続しない。そういう場合には小学校と中学校を一緒にして、それである程度の学校としての形をつくろう、このような考え方も出てきたわけです。その意味におきましても、やはり学校教育の持つ集団の学習の場ということを前提としながら、統廃合の件は進めていく必要があるのだろうと考えております。

そういう意味で、私は今回の教育長のご意見並びに学校教育部長のご意見と同様で、本件については願意に沿えないものと判断をいたしました。

○教育長 そのほかに何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、請願第5号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意には沿えない旨のご意見と受けとめますので、本請願につきましては不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第5号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第5号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前11時24分休憩

-----  
午前11時25分再開

○教育長 再開いたします。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず私から報告させていただきます。

このところ気温の寒暖差が大変厳しい天候が続いておりますが、そのような中でも、10月以降は、学校では連合行事や周年行事、外郭団体では絵画や書道等の表彰式などが連日のように開催されております。

特に周年行事では各校がさまざまな工夫をされていて、改めてそれぞれの学校の歴史や地域性、特色などを感じさせていただいています。また小・中学校の連合体育大会や連合音楽会では、子どもたちの喜びに満ちた大歓声や、年々レベルが向上する歌声、あるいはマナーのよさなどに大変感心させられました。

さまざまな団体の主催による絵画や書道等の展覧会におきましては、大人の作品とはまた違って、発想や表現、色の使い方など、大人では考えつかないような感性豊かな作品をたくさん見ることができまして、学校の外におきまして、子どもたちの情操を養い、豊かな心を育てることを目的に、このような作品の発表の機会を設けていただけるということに、教育委員会としまして感謝を申し上げたいと思います。

都内ではインフルエンザの感染者数が増加している傾向が見られます。まだまだ気を抜かず継続した対応が必要だなど思っております。

その他の主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

それでは次に、各委員からご報告をお願いいたします。

**○後藤委員** この秋は、周年の式典、連合行事や市教委訪問などに参加し、町田市の子どもの活躍の場面を数多く見ました。

まず、周年式典では、鶴川第二中学校 50 周年、小山田南小学校 40 周年、小山小学校 150 周年、七国山小学校 20 周年の式典に参加しました。いずれの学校の児童・生徒も儀式に臨む態度が立派であり、本当に声高らかに響き渡る歌声など、すばらしい姿を見ることができました。

次に、連合行事では、小学校や中学校の連合体育大会が、今年は秋晴れの大変よいコンディションのもと、躍動感のある走りや、あるいは熱心に応援する姿を参観しました。

そして、中学校の連合音楽会では、合唱ですが、本当に練習をよく重ね、うたひびくまちだの歌声を聞かせていただきました。

市教委訪問では、山崎小学校、成瀬台中学校、小山中央小学校を訪問いたしました。以前より ICT 活用力が大変向上した子どもたちとか、それに指導がかなり上手になってきたというか、対応ができてきた先生方の姿を見て、進んできているなということで安心した次第です。

このように町田市の子どもたちが儀式とか運動あるいは歌声、そして授業などのさまざまな活躍をしている姿を見て、本当にうれしく思いました。教育課題が多々ある中ですが、この子たちのために、改めて町田の教育をよりよいものに推進していくということをしなければなというふうに思った次第です。

私からは以上です。

**○森山委員** 私からは 1 点ご報告させていただきます。

いろいろな連合行事に参加をさせていただきました。学校行事のあり方につきましては、全国的にもいろいろと多くの検討がなされている時代といえますか、そういう状況にあるかと思えます。その中で町田市の場合は、小学校、中学校、2つの校種を通して、音楽会とか、体育大会とか、連合という形での開催を非常に重要視して展開をしています。これについては、やはり開催には大変な準備と細心の注意等、負担が大きいことも事実であろうかと思えます。しかしながら、児童・生徒の教育的な成果というのは非常に大きいものがあるかと思えます。このような形での学校行事の展開もぜひ継続して実施していただけるように願っております。

○井上委員 私からは3点お話しいたします。

まず1点目、11月4日に和光大学ポプリホールで行われた中学校連合演劇発表会についてです。演劇部出身の私は毎年興味深く観劇しております。中には生徒が脚本を書いている学校もあり、脚本制作をすることの難しさ、照明、音響の合わせ方など、努力の跡を見ることができました。また、中学生らしいさわやかさ、演劇が好きなんだという思いに無限の可能性を感じ、私も何か新しいことを始めてみようかなという前向きな力をもらった気がします。

次に、11月7日の中学校連合音楽会についてです。マスクなしでのうたひびくまちだを体感することができました。今にも跳びはねそうな指揮、体全体で表現して、一生懸命歌っている様子、緊張した面持ち、いろんな一面がかいま見えました。参加しているのは中3が多かったのですが、定期考査や受験勉強の合間を縫って、またインフルエンザなどの流行で欠席者も多い中、こうして市内の中学校の人たちと出会い、切磋琢磨できる特別な時間を過ごすことができたことが記憶に残るとうれしいなと感じました。

3点目に、11月11日に大蔵小学校で開催された体力向上パワーアップDAY！についてです。曇り空で急激に気温が下がり、寒かったですが、運動が始まった子どもたちは半袖、短パンの子もいるぐらい、非常に熱中して参加していました。ボール以外にも、ハードル、はしごを使って、走る、動く、とまるなど、基礎的な動きをして体を温めたり、後ろ向き、サイドステップ、足クロス、けんけんしたり、うまくできなくても心から楽しんで動くことを大切にしてくださるようなご指導であったように思います。

この1カ月は、市教委訪問や周年記念式典などに加えて、さまざまな行事がありました。町田市では連合体育大会や連合音楽会といったふだんなかなかかかわることのできない他校の児童・生徒と交流を持つ機会があります。自分の学校では一番だと思っていたの

に、集ってみたらそうじゃなかった。これは非常に大切な感覚だと私は感じています。いい刺激をもらいつつ、自分の学校への愛着も深まり、より高め合うことのできる関係を目指し、自分を磨いていってくれたらいいなと思います。

私からは以上です。

**○関根委員** 今月は中学校や小学校の周年記念式典や体育大会、音楽会などたくさんの活動がございました。私からはその活動の中から3点ほどご報告をさせていただきます。

10月25日には2023年度町田市学校支援ボランティア感謝状贈呈式がございました。これは町田市コミュニティ・スクールと地域学校協働本部として、日ごろより児童や生徒の育成のためにご支援をいただいている方々へ、感謝の意をお伝えするために開催するものです。個人の部29名、団体の部9団体の表彰でしたが、どの方々も町田市の学校教育の現場にて長年ご尽力をいただいている方ばかりです。今年度も教育長が一人ひとりに感謝状を読み上げ、それぞれの活動について温かい一言をかけてくださいました。

そして最後に私からも感謝の意を述べさせていただきました。どの学校でも、地域の皆様が子どもたちにかかわってくださることによる学びと、そこから得られる豊かな経験は、子どもたちの成長に深く大きく影響していきます。登下校の見守りなどでは、いつも見守られているという安心感を、そしてゲストティーチャーからは彼らの知らない外の世界を学びます。こんなすてきな大人になりたいとか、自分がやりたいこと、なりたい自分を見つけられるきっかけとなり、そのときに経験したことが彼らの人生を変えることもあります。

この地域でどんな子どもを育てたいかなどの目標やビジョンを、学校と地域の皆さんでしっかりと共有をして、地域ぐるみで子どもたちの育ちを支えていただきながら、町田市の子供たちが自分らしく生きていく力を育んでいけるよう、引き続き皆様のお力をおかしくくださるようお願いをさせていただきました。子どもたちが自分のふるさとになる地元で愛着を持ち、ゆくゆくは地元に戻ってみんなで地域を支え、自分の育ったまちで暮らしていきたいと思ってもらえる未来を想像すると本当にうれしく思います。

11月2日には2023年度特別支援学級連合マラソン大会にお伺いいたしました。町田市立中学校の特別支援学級10校と都立町田の丘学園の生徒約280名が参加し、1,000メートル以下の部、1,000メートルの部、2,100メートルの部の競技が実施されました。各個人それぞれが自分に合った目標を持って練習を重ね、その成果をこのスタジアムで発揮しながら、一生懸命走るその姿に心から感動いたしました。



ゴールの1メートル手前で立ちどまってしまった生徒に、仲間や先生方や家族が温かい言葉を投げかけ、10分以上たってやっとゴールできた瞬間には、会場全体に声援や拍手が鳴り響きました。学校の枠を超えて、生徒も保護者も先生方も、そして私たちも、みんなの胸が熱くなる、そんな温かい時間でした。

その他、活動報告にありませんが、10月28日に金井中学校にて避難施設開設宿泊訓練が行われ、教育委員としてとても興味深い取り組みを見学してまいりました。実際に災害が起こったときのことを想定して避難所に宿泊してみるという町田市で初めての取り組みでした。有事の際に誰がイニシアチブをとり、誰がどのように動くのか、何をすべきなのかを考えながら行動します。そこで私は、災害時に地元にいる中学生や小学生が避難所で何ができるのかを、子どもたちの目線で、また防災教育の観点で見るために参加させていただきました。

災害時は、会社員として働く大人がほとんど地元から離れたところで仕事をしているので、すぐに避難所に来られないという事情があり、高齢者も多いこの地域では、中学生は力仕事などでもとても頼りになる存在です。備蓄倉庫から避難用具や物資を運んだり、テントや間仕切りを組み立てたり、炊き出しの補助やトイレ管理などのお手伝いもできます。参加した小学生は、毛布を配ったり、エアマットへの空気入れのお手伝いを実際に体験していました。

このように避難所でも小・中学生にもできることがたくさんあります。ここ何年か日本では地震や異常気象などの災害が多くあり、憂慮すべき点でもありますので、日ごろから子どもたちに防災意識をしっかりと持たせながら教育していくべきだと痛切に感じた次第です。

私からは以上です。

○**教育長** そのほかに事務局も含めて報告あるいは質問などありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

それでは、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第22号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明申し上げます。

○**学校教育部長** 議案第22号「町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、中学校給食において臨時休業、学校行事の実施日の変更などにより、学校給食

の提供を受けることができない場合において、学校給食の提供の申し込みが取り消されたものとみなす事由及び期間に関する規定を改めるため改正するものです。

1枚おめくりください。

改正内容は1点あります。

第7条の「学校給食の提供の申し込みが取り消されたものとみなす事由及び期間に関する規定を改めます」。

施行期日は令和5年4月1日から適用いたします。

もう一枚おめくりください。

改正前と改正後が書いてあります。改正前は「当該期間の初日から起算して3日目」と書いてあるんですが、改正後は当該期間の初日からと変更させていただきます。

説明は以上となります。

○教育長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関してご質問等ございましたらお願いいたします。

○井上委員 さかのぼって令和5年4月1日から適用とのことですが、具体的にどのような事例が考えられるのか、また保護者が申請をする必要があるのかなど教えてください。

○保健給食課長 私から回答させていただきます。

小学校給食の減額については、この後すぐに報告をさせていただきますが、小学校・中学校、いずれも同様であるということをお聞きいただければと思っております。

まず、小学校・中学校とも、いずれも今回給食費の減額対象になるケースでございますが、学校が判断した教育課程の変更、具体的には感染症による学級閉鎖とか、悪天候によってその日、臨時休業を行ったことなどによって給食提供が行われなかった場合の給食費についてでございます。

その場合については、小学校でご説明しますと、現在、2日分を保護者にご負担いただいで、休業期間の3日以降、給食費の減額を行っております。これは予定していた給食の食材というものがすぐにはキャンセルができません。そのためキャンセルができなかった期間の食材費をご負担いただくことによるものでございます。

今回このケースですけれども、学校が判断した教育課程の変更によって給食提供が行われなかったことに伴う食材費を保護者が負担するのでは、やはり不合理ではないか。学級閉鎖で、感染症にかかってないのに、出られなかった子が、給食を食べられず、さらに食

材費も負担しなければいけないということでございますが、そういうことが不合理ではないかと考え、見直しを行い、今後は、1日目から給食費を減額し、食材費は公費負担することにいたしました。

ここで1点、ご留意いただきたい点がございます。

今回は冒頭申し上げた学校の臨時休業など、教育課程の変更で決定する。いわば学校事由によって給食を提供できなかった場合が対象でございます。児童・生徒が単独でけがをしたとか、病気にかかった、休むというような、いわば児童・生徒事由の場合については、従来どおり小学校の場合は連続して休む期間の3日以降の給食費を減額し、食材のキャンセルができない期間については今後もお負担をお願いするものでございます。

保護者の方の手續がどうなるかということでございますが、今申し上げたように、今回対象となるのは学校事由でございます。学校が臨時休業等を決定したことに起因するものでございますから、保護者の方には手續をいただく、学校から教育委員会のほうに報告をいただいて、減額の手續を行ってまいります。

**○教育長** そのほかにいかがでしょうか。何かございましたらお願いします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第22号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第3、報告事項に入ります。

本日の報告事項は6件ございます。

まず、報告事項(1)について、担当者から報告させていただきます。

**○保健給食課長** それでは、報告事項(1)「町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について」、説明いたします。

資料をご覧ください。前にちょっと説明したいのですが、小学校の学校給食費については2020年度に公会計化を行いました。この公会計化というものは、保護者にお支払いいただく学校給食費を市の歳入予算に、そして給食の食材の調達にかかわる費用を市の歳出予算に計上し、議会の承認を経た上で、市長の権限で徴収管理をしていくものでございます。そのため、町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則に関しましては、市長が決定権

を有する例規であるため、先ほど中学校は議案の改正ということで出させていただきますが、同時に規則の改正を行い、市長の決裁を行った上で、本日、同様に、11月15日に施行することになっております。そのため、小学校については報告という形にさせていただきました。

もう少し説明させていただくと、中学校給食費については、小学校給食費が公会計化を行う前に、市の予算に計上せず、各学校で校長先生が徴収管理していた。いわゆる市会計と同様に、教育委員会の権限で、現在、中学校給食費に関しては徴収管理を行っております。公会計化を行う主な理由に教員の負担軽減ということがありますが、中学校給食については従前から選択制ということもあり、予約システムを利用して教育委員会の保健給食課が徴収管理を行っていましたので、公会計化は2020年に行いませんでした。今後、2024年度から中学校給食も全員給食となります。全員給食導入後は公会計化をする予定でございます。そのため、現状の中学校給食に関しましては教育委員会の例規であり、議案第22号という形で付議させていただきましたので、まずはそのことをご説明させていただきます。

それでは、資料の説明を行います。

1「改正理由」をご覧ください。

本件は、町田市立小学校等において臨時休業、学校行事の実施日の変更等により学校給食の提供を受けることができない場合において、提供を受けることができなかった給食費を減額するよう規則の改正を行いました。

2「改正内容」でございます。

改正内容は1点ございまして、臨時休業、学校行事の実施日の変更により学校給食の提供を受けることができない場合において、欠食期間及び減額期間について改めたものでございます。

最後に、3「施行期日」をご覧ください。

令和5年11月15日から施行し、改正後の適用は同年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきましてご質問などございましたらお願いいたします。—よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（２）について担当者からご報告いたします。

**○指導室長（兼）指導課長** 私からは『『ペーパーティーチャー研修』の開催について』、ご説明いたします。

現在、東京都内の公立学校において、多くの教員の欠員が生じておりまして、町田市立小・中学校におきましても退職者、休職者、また出産・子育てに伴う休暇に入る教員の代替教員が不足しているといったような現状がございます。

そこで、町田市教員委員会では、教員免許状を保有しているものの、現在は現場から遠ざかっている方であったり、免許状を持っているものの教員経験のない方、こういう方をペーパーティーチャーと呼んでおりますが、そういった方を対象に、独立行政法人教職員支援機構玉川大学センターと共催いたしまして、この研修を開催いたします。この研修を通して町田市の代替教員採用につなげていければと考えているところです。

開催日時は2023年11月25日（土）を予定しております。会場は玉川大学。定員は20名となっております。

研修の内容として、町田市の教育の特徴、また最近の教育事情についての講義であったり、採用の流れにつきまして学校教育部指導課職員から説明をするといったような内容となっております。

**○教育長** ただいまの報告につきまして何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

次に、報告事項（３）について担当者からご報告いたします。

**○生涯学習センター長** 報告事項（３）『『2023年度生涯学習センターまつり』の実施報告について』、ご説明いたします。

10月21日と22日の2日間で実施いたしました。今年のテーマは「まちだの文化 感じるFes（フェス）～町Fes～」でございます。2日間で1,200名の方にご来場いただき、参加団体は38団体でございました。

実施概要でございます。生涯学習センターまつりは日ごろの団体活動の成果を発表する機会として実施しております。22日には町田時代祭り、文学館まつり、ゆうゆう版画美術館まつりと日程を合わせて開催し、多くの方に来場していただき、活動の様子をご覧いただくことができました。

当日の様子を写真で掲載しておりますが、舞台ではゼルビーの登場やブラスアンサンブ

ル町田のオープニング、元気なシニアによるファッションショーなど、多くの観客の皆様に見ていただきました。また、館内では、学習活動や絵手紙などの展示、お料理サークルによりますホットケーキ販売なども行われ、スタンプラリーを回りながら多くの方楽しんでいただきました。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（４）について担当者からご報告いたします。

○**図書館長** それでは、報告事項（４）『「推し本を伝えよう！ひとことPOPコンテスト2023」の開催について』、ご説明いたします。

図書館では、小学校４年生から１８歳までの方を対象にいたしまして、読書の楽しさを知って、親しみを持ってもらうことを目的といたしまして、「推し本を伝えよう！」というコンテストを開催いたします。コンテストの後の受賞作品は、しおりにいたしまして、市内各所で配布する予定でございます。

応募の期間は、本日、１１月１５日から来年１月２１日までです。

周知の方法は、「広報まちだ」やプレスにも既にリリースはしておりまして、図書館のホームページ、X（旧ツイッター）、子育てサイト、また子どもセンターや小学校・中学校・高校にはポスターやチラシを配布させていただいております。また、私ども図書館、市民文学館、それから協力していただいている書店等にも周知を行う予定でございます。

応募の資格ですが、町田市在住・在学。こちらは抜けているのですけれども、在勤の方でも結構でございます。または、町田市立図書館は１０個の近隣市と相互利用協定を結んでおりますので、相互利用市にお住まいでいらっしゃる小学校４年生から１８歳までの方々が対象となります。

応募先ですが、それぞれの図書館や市民文学館に直接お持ちいただくか、町田市立中央図書館に郵送していただければ結構でございます。

選考方法といたしましては、集まったものを私ども図書館のほうで一次審査をいたします。一次審査を通過した上位１０作品につきまして、図書館や市民文学館にいらっしゃった方とか、あと協力していただいている書店の店員さんとか、書店に来店された方々、あと読書活動を行っている方々等による投票を行いまして、入賞を決めます。これが二次審

査となります。

最優秀賞1名、優秀賞1名、図書館協議会賞1名、あと図書館長特別賞を1名、計4名の方を選出させていただきます。

表彰式を来年3月下旬に予定してございます。表彰式では賞状と、先ほど申し上げた副賞のしおりを贈呈する予定でございます。

次のページをめくっていただきますと、昨年行いましたコンテストの作品です。昨年は5点でしたが、しおりの見本でございます。

次のページ以降は、配布していますチラシです。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきましてご質問等ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（5）について担当者からご報告いたします。

○市民文学館担当課長（町田市民文学館長） 報告事項（5）「『はっ！絵本作家・シゲリカツヒコ展』の実施報告について」、ご説明さしあげます。

文学館では、7月22日から9月24日まで、緻密な絵とユーモアたっぷりのストーリーで人気の絵本作家、シゲリカツヒコさんの展覧会を開催いたしました。期間中の観覧者数は9,912人で、会期55日間の1日平均は約180人となりました。

未就学児から小学校3年生までの児童を主な対象に、作家自身のアイデアを織り込み、それぞれの作品世界を体感しながら、物語の世界に浸ることができる展示空間をつくり上げました。

展示室では、各作品の絵本原画を全点展示したほか、絵本に出てくるアフロのかつらやパンツ、シゲリ氏が本展覧会のために絵をつけた菅笠をかぶって写真を撮影できるコーナーなどを設置し、ご家族で訪れた方たちの夏休みの思い出づくりに役立てていただきました。

また、朗読音声やアニメーション、絵本や菅笠の制作風景の映像など、静止した活字や絵を追うだけではない動的な要素も積極的に取り入れ、作品をより体感・体験していただけるように工夫しました。

このように来場者の趣向や、ターゲットである小学校低学年までという年代層に合わせた展示構成を工夫したこと、会期中に作家のシゲリ氏が頻繁に文学館に通って展示解説を

してくださったことにより、目標の 8,000 人を大きく上回る 9,912 人の観覧者を得ることができました。

また、関連事業として、絵本に登場するバスや菅笠などをつくるワークショップや、元 TBS アナウンサーの堀井美香さんとシゲリ氏の対談などを実施し、計 269 人の方にご参加いただきました。

来館者の傾向としては、市内の方の来館が約 46%と、比較的高い結果となりました。これは夏休み中のお子さんとその保護者の方の来館が中心であったためと思われます。また、初めての方の来館が 47%となり、新規来館者の獲得にもつながりました。

アンケートでは、「大人も子どもも楽しくハッピーな時間が過ごせました」や、「絵本を読みたくなったと子どもが言いました」といった意見が寄せられました。

報告は以上です。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かご質問等ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

最後に、報告事項（6）について担当者からご報告をいたします。

○**市民文学館担当課長（町田市民文学館長）** 報告事項（6）『第 17 回文学館まつり』の実施報告について」、ご説明さしあげます。

文学館では、10 月 22 日に第 17 回文学館まつりを実施いたしました。当日は、文学館まつり、町田時代祭り、ゆうゆう版画美術館まつり、生涯学習センターまつりの同時開催となりました。

4 つの祭りをめぐるスタンプラリーなどを実施し、さらに、近隣のつながりづくり保育園・原町田プラスを乳幼児対象者に開放していただき、回遊の際の利便性を高めるなどの工夫をした結果、地域回遊型のイベントとして 3,984 人という多くの方々に参加していただくことができました。

当日の写真を掲載させていただいておりますが、文学館 1 階ではスーパーボールすくいや鉄道模型の展示といった催しのほか、折り紙、ちぎり絵など地域の方の作品発表、原町田四丁目第二町会街づくりの会、芹ヶ谷の自然と絆を育む会のパネル展示など、地域の情報発信を行いました。

2 階では寄席や映画上映会を行ったほか、現在開催中である有料の遠藤周作展を無料開放し、多くの方にご覧いただきました。



また、文学館前の道路を歩行者天国とし、フリーマーケットや模擬店の出店、野外ライブを行い、天候にも恵まれた秋の1日を参加者全員で大いに楽しむことができました。

報告は以上となります。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

予定された本日の議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様あるいは事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で町田市教育委員会第8回定例会を閉会いたします。

午後0時03分閉会